

委員会提出第一号議案

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

手話は、音声で聞こえない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しくいろう者にとつて、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語である。

手話は、日本語に語彙や文法体系があるように、言語としての語彙や文法体系を有している。

二〇〇六年一二月に国連総会において採択され、二〇〇八年に発効した障害者の権利に関する条約第二条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知され、二〇〇九年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、同条約が二〇一四年一月に批准された。

二〇一一年八月に改正された障害者基本法第三条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記された。

さらに、同法第二十二條では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加することができることを目指す「手話言語法（仮称）」を制定し、広く国民に知らしめていくことや自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よつて、国会及び政府においては、右記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年七月二日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿  
参議院議長 山崎正昭殿  
内閣総理大臣 安倍晋三殿  
厚生労働大臣 田村憲久殿